

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-09-09

事業者間契約における不当条項規制をめぐる 民法・消費者法・競争法の発展可能性

大澤, 彩 / OHSAWA, Aya

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

科学研究費助成事業 研究成果報告書

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

5

(発行年 / Year)

2015-06

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 2 日現在

機関番号：32675

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2014

課題番号：23730108

研究課題名(和文) 事業者間契約における不当条項規制をめぐる民法・消費者法・競争法の発展可能性

研究課題名(英文) The research about the control system of unfair contract terms in B to B : the study of Civil law, consumer law, and competition law

研究代表者

大澤 彩(OHSAWA, Aya)

法政大学・法学部・准教授

研究者番号：30510995

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究においては、民法(債権法)改正において日仏両国で議論されている事業者間契約における不当条項規制の可能性につき、消費者契約法による不当条項規制と比較して検討した。具体的には、事業者間契約における不当条項規制をめぐるフランスの最新の法改正の動向、日仏における民法による不当条項規制がなされた裁判例の分析、さらには日仏における消費者法による不当条項規制の分析といった、多様な観点からの研究を行った。成果は論文や学会報告によって発表した。

研究成果の概要(英文)：This research is about unfair contract terms of B to B (Business to Business) contracts in Japan and France, which is debated for the revision of Civil law. Particularly, this research focused on the following topics : the proposed amendment for the establishment of the control system of unfair contract terms of B to B in French law, some cases related to unfair contract terms in Japanese law and French law, and the research of the control system of unfair contract terms in consumer contracts. The results are published in some law journals.

研究分野：民法

キーワード：民法 消費者法 フランス法 不当条項規制 競争法

1. 研究開始当初の背景

学説上、活発な議論がなされてきた「消費者契約における不当条項規制」とは異なり、フランチャイズ契約等、実務上は重要な問題であるにも関わらず、解釈論、立法論をふまえた本格的検討がこれまで十分になされていない「事業者間契約における不当条項規制」につき、わが国では 2000 年代半ばから活発となった民法（債権法）改正に向けた議論の中で、事業者契約をも念頭に置いた約款規制に関する規定を民法に設けるか否かという論点をめぐってにわかに注目されることとなった。また、同時に消費者契約法における不当条項規制規定の見直しも検討されることとなり、その中では民法改正との関係を意識した議論もなされるに至っている。

一方、日本と同じく消費法典 L132-1 条による濫用条項規制が行われてきたフランスにおいても、事業者間契約における濫用条項規制をめぐる学説の活発な議論が見られる。その背景には、フランスにおける複数の債務法改正草案で、濫用条項規制の規定が提案されているということのみならず、2008 年に商法典 L442-6 条 1 項 2 号に消費法典 L132-1 条 1 項の「著しい不均衡をもたらす」という基準が導入され、消費法典上濫用的とされる条項が事業者間契約で設けられた場合に、事業者が民事責任を課す旨の法改正が存在する。これらの規定案・法改正においては、消費法典 L.132-1 条の濫用条項の基準である「著しい不均衡」という基準が採用されていることから、事業者間契約における濫用条項規制を考える上で、常に消費法典による規制との関係が意識されている。

2. 研究の目的

以上のように、民法改正論議においても不当条項規制論は消費者法における不当条項規制との関係が意識された上で展開されていることから、まず、消費者法における不当

条項規制立法が事業者間契約における不当条項規制に与える影響に着目しながら、近時の日仏両国で示されている事業者間契約における不当条項規制の立法モデルを分析・紹介する。その際、特にフランスで盛んな競争法による不当条項規制立法にも着目し、事業者間契約における不当条項規制のあり方につき、一定の枠組みを提示する。

同時に、民法における不当条項規制の特徴と限界、および、民法の解釈にあたって消費者法が与える影響を分析するために、従来民法による不当条項規制を論じる際の主たる素材となっていた免責条項や違約金条項をめぐる日仏の裁判例・学説を検討する。

以上をふまえ、事業者間契約における不当条項規制を正当化する原理である、事業者間契約における一方当事者の「濫用」行為、およびそれによって生じる当事者間の「不均衡」の意義やその是正可能性などにつき、日仏比較を行う。これによって、不当条項によって生じる当事者間の「不均衡」是正をめぐる、民法・消費者法・競争法の発展可能性を検証することが本研究の目的である。

3. 研究の方法

(1) 立法論的検討

第 1 に、濫用条項規制の一般条項を設けることを提案しているフランス債務法改正準備草案をめぐる学説の動向、および 2008 年の商法典 L442-6 条 1 項 2 号改正の経緯、及びそれに対する学説の反応を、民法、消費者法、競争法の概説書や論文にあたって分析する。

第 2 に、民法（債権法）改正論議の中で提案されている「事業者間契約における不当条項リスト」を定めることの意味、さらには、リストを設けるとすればどのような形（証明責任の所在）・内容（具体的にリストアップする条項）のものにするかにつき、「消費者契約における不当条項リスト」をめぐる議論

を参考に検討する。

第3に、フランスにおいては、事業者間契約の濫用条項規制が競争法分野に属する規定（主として商法典に編纂されている規定）によってなされることがあることから、フランス競争法における事業者間契約の濫用条項規制の概要や、本研究にも親和的である「優越的地位の濫用論」も参考とする。

（2）解釈論的検討

民法によって違約金条項・免責条項の有効性が判断された日仏の裁判例、及びそれに関連する近時の学説を網羅的に分析することで、民法による不当条項規制の特徴と限界を導く。具体的にはフランスにおけるクロノバスト事件判決などが検討の対象となる。

（3）理論的検討・総括

事業者間契約における不当条項規制を考える上では、そもそもなぜ事業者間契約において不当条項規制を行う必要があるのか、換言すれば、事業者間契約における「契約当事者間の不均衡」が見られる場合はどのような場合を指すのかについての原理的な検討も必要となる。この点について、近時のフランスで博士論文として多数公表されている「民法・消費者法・競争法における『濫用』論・『衡平』論」を検討対象として分析する。

以上の立法論的検討、解釈論的検討、原理的検討を融合させ、事業者間契約における不当条項規制の制度設計につき、民法・消費者法・競争法の発展可能性を念頭におきつつ提示する。

4．研究成果

（1）事業者間契約における不当条項規制をめぐる立法論的検討

まず、事業者間契約における不当条項規制に関する規定の実現に向けたフランス法の法改正案および法改正の分析・紹介を行い、

事業者間契約における不当条項規制を行うにあたっての規制基準の設け方等について具体的な検討を行った。具体的には、濫用条項規制の一般条項を設けることを提案しているフランス債務法改正に向けた複数の草案、および、それらの草案に対する学説の見解を分析した。さらに、事業者間契約における濫用条項規制の可能性をもたらした2008年の商法典L422-6-1条2号改正の経緯、およびそれに対する学説の見解も併せて検討した。

以上の成果については、まず、雑誌論文において立法によって事業者間契約における濫用条項規制を行うとすればどのような規定を設けることが考えられるか、その際に留意すべき点は何か、特に消費者契約との違いは何かをふまえた上で検討を行い、公表した。

また、フランスでは事業者間契約における濫用条項規制を可能にした商法典L422-6-1条2号における「著しい不均衡」という規制基準が消費法典L132-1条の濫用条項規制基準である「著しい不均衡」と全く同じであることから、両者における「著しい不均衡」の意味の違いが憲法院判例および学説において議論されている。そこで、この議論をふまえた上で、上記雑誌論文の成果を発展させて、2012年9月にフランスの研究会において成果をフランス語で口頭報告した（学会報告）。この概要については、雑誌論文に掲載されている。

（2）民法による規制の理論的・実態的研究

民法によって事業者間契約における不当条項を規制する理論としてどのようなものが考えられるかについて、まず、日本の違約金・損害賠償額の予定条項をめぐるこれまでの学説・裁判例を網羅的に分析し、民法420条の意味および民法90条による違約金・損害賠償額の予定条項の規制可能性について

模索した(図書)。

また、フランスでは事業者間契約における免責条項の効力が問題となった判決であるクロノポスト判決を機縁として、学説で活発な議論がなされている。この点につき、クロノポスト判決の分析およびそれに対する学説の議論を紹介した(図書)。

(3) 消費者契約における不当条項規制との比較に向けた研究

将来、事業者間契約における不当条項規制を立法によって実現する場合には、すでに規制が立法によって行われている消費者契約の場合との比較が必要となる。そこで、本研究では、日仏の消費者法における不当条項規制についても綿密な検討を行った。

まず、日本の民法(債権法)改正論議において、一部の学説では事業者間契約における不当条項リストを定めることの是非が検討された。そこで、この是非を検討するため、消費者契約法の不当条項リストの現状および問題点について綿密な分析を行った。その成果は、2011年の日本私法学会シンポジウムにおいて報告した(学会報告)。また、関連する成果として、雑誌論文 があり、フランス法における不当条項リストの分析として、雑誌論文 がある。

また、言うまでもなく一般条項のあり方についても検討する必要がある。そこで、現在の消費者契約法における不当条項規制の一般条項の問題点を抽出し、そこから、あるべき一般条項の方向性について検討した。具体的な成果として、学会報告である学会報告のほか、図書 などがある。また、一般条項による条項の不当性判断がなされた日本の裁判例分析を行った(雑誌論文 、 、)。

さらに、消費者法による不当条項規制を素材としたものではあるが、不当条項規制における裁判官の役割について検討し、契約自由の原則と不当条項規制の関係について分析

した(図書 、)。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計10件)

大澤彩、携帯電話利用契約における解約金条項の有効性に関する一考察 - 役務提供契約における商品設計のあり方と民法・消費者法、NBL1004号(2013年)17-26頁、査読無

大澤彩、事業者間契約における不当条項規制、法律時報85巻7号(2013年)61-63頁、査読無

大澤彩、生命保険契約における保険料不払の場合の無催告失効条項の効力(最判平成24年3月16日)法学教室389号別冊判例セレクト2012(1)、査読無、2013年、18頁

ムスタファ・メキ(大澤彩訳)、消費法 - 一般理論の試み - 、新世代法政策学研究15号、査読無、2012年、129-209頁

大澤彩、更新料条項の効力と消費者契約法10条、法学教室2月号別冊判例セレクト377号、査読無、2012年、21頁

大澤彩、敷引特約の有効性と消費者契約法10条(最判平成23・3・24、同23・7・12)、現代消費者法13号、査読無、2011年、110-119頁

大澤彩、消費者契約法における不当条項リストの現状と課題、NBL958号、査読無、2011年、43-52頁

大澤彩、濫用条項 - ブラック・リストとグ

レイ・リストを定める 2009 年 3 月 18 日のデクレ第 302 号、日仏法学 26 号、査読無、2011 年、163-166 頁

大澤彩、事業者間契約における不当条項規制をめぐる立法論的視点(1)(2・完)-近時のフランス法を素材に、法学志林 108 巻 4 号 226-194 頁、109 巻 1 号 112-87 頁、査読無、2011 年

大澤彩、無効と取消し、法学教室 369 号、査読無、2011 年、8-12 頁

[学会発表](計 3 件)

大澤彩、消費者契約法における不当条項規制の「独自性」と「領分」を求めて、日本消費者法学会シンポジウム、2013 年 11 月、京都産業大学(京都府京都市)

Aya OHSAWA, Les clauses abusives entre professionnels, 3^{ème} séminaire franco-japnais, Les notions fondamentales du droit civil, Association Henri Capitatant, Paris, FRANCE, 2012.9

大澤彩、消費者契約法における不当条項リストの現状と課題、日本私法学会シンポジウム、2011 年 10 月、神戸大学(兵庫県神戸市)

[図書](計 8 件)

大澤彩「不当条項規制における裁判官の役割に関する一考察 - フランス法における議論」、千葉恵美子ほか編『集团的消費者利益の実現と法の役割』、商事法務、2014 年、587 (254-270) 頁

Aya OHSAWA, Contrôle des clauses abusives entre professionnels, in Denis Mazeaud et Mustapha Mekki, Les notions fondamentales de droit civil: Regards

croises franco-japonais, LGDJ, 2014, pp302 (pp39-59).

大澤彩「消費者契約法における不当条項規制の『独自性』と『領分』を求めて」、河上正二編『消費者契約法改正への論点整理』、信山社、2013 年、421 (341-354) 頁

内田貴(監訳)・石川博康・石田京子・大澤彩・角田美穂子『共通欧州売買法(草案) - 共通欧州売買法に関する欧州議会および欧州理事会規則のための提案』別冊 NBL140 号、商事法務、2012 年、301 頁

大澤彩、「不当条項規制関連裁判例の傾向から見る消費者契約法の課題」、消費者庁委託研究『消費者契約法の運用状況に関する調査報告書』、消費者庁、2012 年、373 (69-93) 頁

大澤彩、「フランス判例分析 裁判官の解釈権限」、松川正毅ほか編『判例にみるフランス民法の軌跡』、法律文化社、2012 年、338 (176-182) 頁

大澤彩、「フランス判例分析 クロノポスト判決」、松川正毅ほか編、判例にみるフランス民法の軌跡、法律文化社、2012 年、338 (155-161) 頁

能見善久(大澤彩補訂)「民法 420 条」、奥田昌道編『新版注釈民法(10) 債権(1)』、有斐閣、2011 年、1014 (570-666) 頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

大澤 彩 (OHSAWA, Aya)

法政大学・法学部・准教授

研究者番号: 30510995